

経営事項審査の審査基準の改正について（案）

1. 審査基準の改正の背景

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、原則として、その経営に関する客観的事項について、許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の審査（＝経営事項審査）を受けなければならないこととされている。

（建設業法第27条の23第1項）。また、経営事項審査の項目及び基準については、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定めることとされている（同法第27条の23第3項）。

経営事項審査の項目及び基準については、従来より社会経済情勢等の変化に対応して適宜改正を行ってきたところであるが、今後、技能労働者の雇用環境の改善を図る上で、社会保険への未加入は許さないとの観点から一層の加入促進を図るとともに、建設業者の海外進出意欲の醸成を通じて海外展開の支援を図る観点から、企業実態をより適正に評価できる仕組みに改善していくことが求められている（※）。

（※）なお、これらの課題については、「建設産業の再生と発展のための方策2011」（平成23年6月23日国土交通省建設産業戦略会議）においても位置づけられている。

このため、経営事項審査の項目及び基準について、社会保険への加入状況及び海外子会社による事業展開の適正な評価を内容とする所要の改正を行うこととする。

2. 当面の改正事項（案）

これまでの中央建設業審議会における議論及びこれを受けた中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会の中間とりまとめ（平成24年1月27日）等を踏まえつつ、当面、以下のとおり改正を行うこととする。

（1）社会保険未加入企業への減点措置の厳格化

現行の経営事項審査制度においては、①雇用保険、②健康保険及び厚生年金保険の2項目について社会性等の審査項目において評価を行い、未加入企業についてはそれぞれ▲30点の減点を行っている。

しかしながら、現在においても経営事項審査受審企業のうち約1割が社会保険に未加入であり、技能労働者の処遇低下による若年入職者減少の一因となっているほか、適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利となるおそれがある。

そのような中で、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会の中間とりまとめ（平成24年1月27日）においては、今後5年を目途に、事業者単位では許可業者の社会保険加入率100%を目指すとされており、経営事項審査における未加入企業の評価についてもより厳格化することが必要である。

このため、次の考え方により、社会保険未加入企業に対する減点措置について見直しを行う。

① 項目区分の見直しについて

現在1項目とされている「健康保険及び厚生年金保険」については、原則として適用対象となる事業所の範囲が同一であり、手続き上も同時に加入手続きを行うことから、一つの項目で評価をしてきたところである。

しかしながら、保険制度の目的・給付内容は別個のものであり、一定の手続きにより適用除外を受ける仕組みがあることや、各保険制度毎の加入状況の適正な把握及び評価を行う必要があることから、項目を2分割し、「健康保険」と「厚生年金保険」のそれぞれを審査の対象とすることが適当と考えられる。

② 減点幅の拡大について

現行制度においては、3つの保険制度合計で▲60点（「雇用保険」（▲30点）、「健康保険及び厚生年金保険」（▲30点））とされている。

しかしながら、当該項目については、建設工事の適正施工を支える建設技能者の労働環境に関する法令遵守の代表的指標であり、また、建設業における労働者の処遇改善を図ることが求められていることから、現行の2倍（▲120点）に拡大することが適当と考えられる。

また、3つの保険制度の中では、これまで労働者の失業時の生活の安定を重視してきた経緯から、「雇用保険」にウエイトが置かれている（▲30点）。

しかしながら、労働者福祉の状況という観点からは、失業時のみならず、傷病時、退職時の保障も同様に重視することが必要であることから、各法律上の加入義務を怠った建設業者については同等に評価することが適当と考えられる。

〔評価手法〕

- ① 「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、それぞれについて審査
- ② 「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合それぞれ▲40点の減点（3保険に未加入の場合▲120点）

(2) 海外子会社の経営実績の評価

現行の経営事項審査制度において、海外支店の経営実績については本邦親会社の経営事項審査の際に評価対象としている一方で、海外子会社の経営実績については法人格が異なることから評価対象としていない。

しかしながら、我が国建設業者が海外で建設工事を受注しようとする際には、進出先国の規制により海外子会社を設立しなければならない場合や、海外子会社により現地に根付いた事業活動を行う場合があることから、我が国建設業者の活動範囲が国内外を問わず拡大している中で、その経営の実態を適正に評価していくことが求められている。

また、現在、国内子会社については自ら経営事項審査による企業評価を受け、その評価に基づいて受注活動を行うことができる一方で、海外子会社についてはその経営実績を評価する仕組みがない。現行のグループ経審制度においても、企業集団内の相互の機能分化が要件として求められており、海外における地域拠点としての役割を担う海外子会社については原則として対象とされない。

こうした状況を踏まえ、我が国建設業者の海外進出意欲の醸成を図る観点から、以下のとおり建設業者の海外子会社の経営実績を評価対象に含めることとする。

〔評価手法〕

本邦親会社及び海外子会社の経営規模に係る以下の数値を国土交通大臣が認定し、評価する（※）

- ・ 海外子会社の完成工事高（X1）
- ・ 親会社及び海外子会社合算の利益額及び自己資本額（X2）

（※）評価対象とする子会社は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会社の要件を満たす者とする。

（※）各許可行政庁に対する経営事項審査の申請は、国土交通本省に対して国土交通大臣の認定申請を行い、認定を受けた後に、行うものとする。

完成工事高（X 1）、利益額及び自己資本額（X 2）の評価に際しては、申請に係る数値の適正性を確保する観点から、完成工事高については海外工事の工事経歴書及び工事契約書により確認を行い、利益額及び自己資本額については、合算処理が適正に行われた旨の公認会計士又は税理士による証明を求めるとする（※）。

（※）経営状況（Y）については、現行においても、一定の要件を満たした場合は連結財務諸表により審査を行っている。